

独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書の変更 新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 農業信用保険業務 (保険約款及び保険契約)</p> <p>第13条 (略) (融資保険に係る貸付金残高の合計額の最高限度)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>第15条 (略) (融資保険に係る保険契約の条件)</p> <p>第16条 (略) (保険料)</p> <p>第17条 保険料の額は、保険金額に別表1に定める保険料率を乗じて得た額とする。 (農業信用基金協会への貸付け)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>第4章 林業信用保証業務 (約定書、保証約款及び債務保証契約)</p> <p>第20条 (略) (保証の金額の合計額の最高限度)</p> <p>第21条 (略) (保証料)</p> <p>第22条 (略)</p> <p><u>第22条の2 信用基金は、信用基金が別に定める業務要領により、信用基金法第12条第3項に規定する支援を行うものとする。</u> (寄託業務)</p> <p>第23条 (略)</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 農業信用保険業務 (保険約款及び保険契約)</p> <p>第13条 (略) (融資保険に係る貸付金残高の合計額の最高限度)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>第15条 (略) (融資保険に係る保険契約の条件)</p> <p>第16条 (略) (保険料)</p> <p>第17条 保険料の額は、保険金額に別表1に定める保険料率を乗じて得た額とする。 (農業信用基金協会への貸付け)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>第4章 林業信用保証業務 (約定書、保証約款及び債務保証契約)</p> <p>第20条 (略) (保証の金額の合計額の最高限度)</p> <p>第21条 (略) (保証料)</p> <p>第22条 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(寄託業務)</p> <p>第23条 (略)</p>

(都道府県への貸付業務)

第 24 条 (略)

第 5 章～第 9 章 (略)

別表 1 農業信用保険業務の保険料率

保険種類	資金等区分		保険料率
保証 保 険	特定 資金	農業経営改善資金	年 0.18% <u>(災害特例あり)</u>
		農業経営維持資金	年 0.34% <u>(災害特例あり)</u>
	農業施設資金		<u>年 0.22% (災害特例あり)</u>
	農業運転資金		<u>年 0.26% (災害特例あり)</u>
	農家経済安定施設資金		<u>年 0.09%</u>
	農家生活改善資金		<u>年 0.21%</u>
	農協保証債務		年 0.18%
融 資 保 険	特定 資金	農業経営改善資金	年 0.27% <u>(災害特例あり)</u>
		農業経営維持資金	年 0.51% <u>(災害特例あり)</u>
	農業施設資金		<u>年 0.42% (災害特例あり)</u>
	農業運転資金		<u>年 0.39% (災害特例あり)</u>

(注)

(1)～(8) (略)

(都道府県への貸付業務)

第 24 条 (略)

第 5 章～第 9 章 (略)

別表 1 農業信用保険業務の保険料率

保険種類	資金等区分		保険料率
保証 保 険	特定 資金	農業経営改善資金	<u>年 0.06% 又は 年 0.18% (災害特例年 0.06%)</u>
		農業経営維持資金	<u>年 0.18% 又は 年 0.34% (災害特例年 0.18%)</u>
	農業施設資金		<u>年 0.16% 又は 年 0.28% (災害特例年 0.16%)</u>
	農業運転資金		<u>年 0.14% 又は 年 0.26% (災害特例年 0.14%)</u>
	農家経済安定施設資金		<u>年 0.11%</u>
	農家生活改善資金		<u>年 0.26%</u>
	農協保証債務		年 0.18%
融 資 保 険	特定 資金	農業経営改善資金	<u>年 0.09% 又は 年 0.27% (災害特例年 0.09%)</u>
		農業経営維持資金	<u>年 0.27% 又は 年 0.51% (災害特例年 0.27%)</u>
	農業施設資金		<u>年 0.24% 又は 年 0.42% (災害特例年 0.24%)</u>
	農業運転資金		<u>年 0.21% 又は 年 0.39% (災害特例年 0.21%)</u>

(注)

(1)～(8) (略)

(9) 農業経営改善資金に係る保険料率は、青年等就農資金に係るものである場合又は農業者等の直近 3 期分の決算書等を基に財務内容その他の経営状況を総合的に評価し、信用力が高いと認められる場合は、資金等区分に対応する保険料率のうち低い保険料率を適用する。

(10) 農業経営維持資金（畜産経営体質強化支援資金（畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1574 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 3 に掲げる事業の支援を受けて融通される資金）に限る。）、農業施設資金及び農業運転資金に係る保険料率は、農業者等の直近 3 期分の決算書等を基に財務内容その他の経営状況を総合的に評価し、信用力が高いと認められる場合は、資金等区分に対応する保険料率のうち低い保険料率を適用する。

(9) 保険料率のうち災害特例は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条第 1 項の規定により激甚災害として指定された災害その他の災害であって、基金協会の申請に基づき信用基金が当該災害特例を適用することが必要と認めたものにより被災した農業者等がその農業経営の再建を図ろうとする場合に適用する。その水準については、被災した農業者等の農業経営の再建を図るために必要な資金に関して各基金協会が適用する基本の保証料率からの引下げ幅又は各融資機関が適用する基本の貸付利率からの引下げ幅に応じて、次のとおりとする。

ア 保証保険

資金区分		保険料率の災害特例	
		基本の保証料率からの引下げ幅が 30% 以下の場合	基本の保証料率からの引下げ幅が 30% を超える場合
特定	農業経営改善資金	年 0.13%	年 0.05%
資金	農業経営維持資金	年 0.24%	年 0.10%
農業施設資金		年 0.15%	年 0.07%
農業運転資金		年 0.18%	年 0.08%

イ 融資保険

資金区分		保険料率の災害特例	
		基本の貸付利率からの引下げ幅が 30% 以下の場合	基本の貸付利率からの引下げ幅が 30% を超える場合
特定	農業経営改善資金	年 0.20%	年 0.08%
資金	農業経営維持資金	年 0.36%	年 0.15%
農業施設資金		年 0.23%	年 0.11%
農業運転資金		年 0.27%	年 0.12%

別表 2～6 （略）

(11) 保険料率のうち災害特例は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条第 1 項の規定により激甚災害として指定された災害その他の災害であって、信用基金が当該災害特例を適用することが必要と認めたものにより被災した農業者等がその農業経営の再建を図ろうとする場合に適用する。

別表 2～6 （略）

附 則

1 この業務方法書の変更は、平成31年4月1日から施行する。ただし、以下については、平成32年4月1日から施行する。

(1) 変更前の別表1の農業経営改善資金、農業経営維持資金、農業施設資金及び農業運転資金について、資金等区分に対応する保険料率のうち低い保険料率の削除

(2) 変更前の別表1の(注)の(9)及び(10)の削除

2 別表1の変更の施行前に成立している保険関係に係る保険料率については、なお従前の例による。